

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会（以下「本会」という）の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給及び算定方法)

第3条 役員等には、別表に定めるとおり報酬を支給する。

2 この法人の職員及び行政職を兼務する役員等に対しては、報酬は支給しないものとする。

(報酬の算定方法)

第4条 報酬等の額は、別表に定めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬の支給時期は、別表に定める時期とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会役員等の報酬規程（平成25年6月1日施行）は、廃止する。

3 この規程は、令和7年6月20日から施行する。

(別表)

役職名	区分	金額	支給時期
会長	月額	100,000円 または、下記欄外(1) 及び(2)のとおり	本会本所再任用職員就業規則第13条の規定に準じる。
副会長	出席回数	3,000円	半期毎の直近の理事会開催日に合わせて支払う
理事・監事	出席回数	3,000円	半期毎の直近の理事会開催日に合わせて支払う

- (1) 会長の勤務実態が、本会本所職員就業規則第30条に規定する勤務時間と同程度の場合には、本会本所再任用職員就業規則第12条に規定する事務局長の賃金を賃金相当額として支給し、通勤手当相当額及び期末勤勉手当相当額を同第12条の2及び第15条の規定に準じて併せて支給する。
- (2) 期末勤勉手当相当額については、毎年4月1日から翌年3月31日の1年の間に支給する予定の金額を、毎年度4月1日を起算日として翌年3月末日までの会長としての在職月数で除し、その金額を毎月の賃金相当額及び通勤手当相当額に加算して支給し、本会本所再任用職員就業規則第15条の別表2に規定する支給日には支給しない。